

# 大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例が施行されました

令和3年4月施行

インターネットの普及により、コミュニケーションや情報収集が身近で簡単になり、私たちの暮らしはとてども便利になりました。

一方、匿名性や情報発信の容易さから、SNSを使ったインターネット上における誹謗（ひぼう）中傷やプライバシーの侵害、いじめの温床となるなど、人権に関わるさまざまな問題が発生し、深刻な社会問題となっています。

このような現状を受け、市民一人ひとりの表現の自由に配慮しつつ、インターネット上の誹謗中傷等の被害者にも行為者（被害者を発生させたもの）にもならず、安全・安心にインターネットの恩恵を享受できるような社会の実現に向けて、基本的な施策等の規定を定めたこの条例が、議員提案として制定されました。

## 「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」の概要

### 目的

インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関して、市の責務並びに市民及び議員の役割を明らかにするとともに、これらの施策の基本となる事項を定め、これを推進すること

#### 市の責務

被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を実施します。



#### 議会の役割

議会及び議員は、本条例の趣旨を理解し、市民の範となる行動に努めます。

#### 市民の役割

自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性について理解を深めるよう努めます。

## 基本的施策

### ◎インターネットリテラシーの向上

市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施します。

### ◎相談支援体制

被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、被害者が抱える心理的負担を軽減するため、相談支援体制を整備します。

- ① 相談内容に応じた必要な情報の提供・助言
- ② 専門的知識を有する者の紹介 など。

# インターネット上の誹謗中傷について

## 有名人の悪口を匿名で投稿したら



## 発信者が特定され高額な慰謝料請求へ



相手がどのような人であっても、単に拡散しただけであっても、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。たとえ匿名でも、技術的に投稿の発信者は特定できます。

攻撃しているのはごく一部に過ぎませんが、それをわかっても人は傷つきます。SNS上で言い争ってしまうと、さらに悪化してしまう可能性もありますので、設定を見直す、信頼できる人・窓口相談する等、冷静に対処しましょう。

電話、メール、各種SNS、Webチャット等を使って、誰にも知られずに相談することができる窓口はいろいろあります。1人で抱え込まず、相談してみましょう。

### インターネット上での誹謗中傷に関する相談窓口

#### 大東市総合相談・支援事業受託先

- ・ 特定非営利活動法人ほうじょう (大東市立北条人権文化センター内) TEL 072-876-2560
- ・ 特定非営利活動法人大東野崎人権協会 (大東市立野崎人権文化センター内) TEL 072-879-8810

#### 違法・有害情報相談センター (総務省) <https://www.ihaho.jp>

専門の相談員が、誹謗(ひぼう)中傷の書き込みを削除する方法などについて丁寧にアドバイスします。ご自身で削除依頼を行っていただくための迅速な対応が可能です。

#### 法務省「インターネット人権相談窓口」 <https://www.jinken.go.jp>

法務省の人権擁護機関(法務局)ではインターネットでも人権相談を受け付けています。削除依頼の方法について相談者に助言を行うほか、内容に応じて、法務局からプロバイダに削除要請を行います。

- ・ 「みんなの人権110番」 0570-003-110

#### 誹謗中傷ホットライン(セーフインターネット協会) <https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡・インターネット企業有志によって運営

#### 厚生労働省「まもろうよ ところ」 <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。電話、メール、チャット、SNSなど、さまざまな相談窓口をご紹介します。

#### 法テラス <https://www.houterasu.or.jp>

書き込んだ相手に賠償等を求めたい(弁護士に相談)。

#### 最寄りの警察署・サイバー犯罪相談窓口 <https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

身の危険を感じる。犯人を処罰して欲しい。

#### ◎ インターネット上の誹謗中傷への対策 ◎ (総務省サイト内/相談フローも掲載)

関連するさまざまな資料や情報へのリンクがまとめられています。併せてご利用ください>>>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/hiboutyusyou.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html)

